

1 高齢者のために

1 介護保険制度について

問 い
合 わ せ

長寿社会課(本庁舎) 介護保険係 ☎0857-30-8212
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください)

1 介護保険に加入する人

年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、保険料の納め方などが異なります。

- ア 65歳以上の人(第1号被保険者)
- イ 40歳～64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)

2 保険料の決め方・納め方

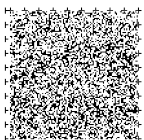
●65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

令和6年度～令和8年度にどのくらい介護サービス等が必要かによって算出した保険料の基準額は次のとおりです。保険料は、基準額をもとに被保険者ごとに所得などに応じて決まります。

基準額(年額) 73,200円

世帯状況は各年度の4月1日時点(年度途中で資格取得した場合は、資格取得日)の住民登録で判断します。

保険料 段 階	該当する人		算定方法	年間 保険料額
1	本人が 市民税非課税	世帯全員が 市民税非課税	ア 生活保護受給者 イ 老齢福祉年金受給者 ウ 本人の前年の公的年金等収入額(※1)と その他の合計所得金額(※3)の合計が80 万円(※4)以下	基準額×0.285 20,862円
2			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.485 35,502円
3			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.685 50,142円
4		世帯に 市民税 課税者が いる	本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が80万円(※4)以下	基準額×0.85 62,220円
5			本人の前年の公的年金等収入額とその他の合 計所得金額の合計が80万円(※4)超	基準額 73,200円
6	本人が 市民税 課税	本人が 市民税 課税	本人の前年の合計所得金額(※2)が120万円 未満	基準額×1.2 87,840円
7			本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	基準額×1.35 98,820円



保険料 段 階	該当する人		算定方法	年間 保険料額
8	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	基準額×1.65	120,780円
9		本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	基準額×1.85	135,420円
10		本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	基準額×2	146,400円
11		本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	153,720円
12		本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	168,360円
13		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	175,680円

※1 公的年金等収入額…国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）は含まれません。

※2 合 計 所 得 金 額…税法上の合計所得金額（税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額）から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額。

※3 その他の合計所得金額…合計所得金額（※2）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※4 令和7年4月より、80万9千円に見直しされる予定です。

※保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料は、原則として年金から引き去り（特別徴収）されますが、受給している年金の種類や額によって、納付書で納めていただく（普通徴収）場合があります。

- ・特別徴収…老齢基礎年金、遺族年金、障害年金を受給されている人で、年金額が年額18万円以上の人、年金から引き去ります。（偶数月に年6回）
- ・普通徴収…年金額が年額18万円未満の人は、市から送付される納付書により金融機関などの窓口で納めます。（7月～翌年2月まで、8回）

☆年金額が年額18万円以上の人でも、次のような場合は、普通徴収になります。

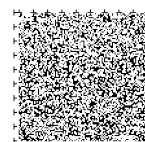
- ア 年度の途中で65歳になったとき又は市外から転入したとき
- イ 年度の途中で保険料段階又は年金種類が変更になったとき
- ウ 年金が一時差止、支払調整又は支給停止になったとき

●40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

保険料は、現在加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。

保険料の金額は、加入している医療保険によって異なります。

年度の中で40歳になった場合は、誕生月（誕生日が1日の場合は前月）から納めます。



●保険料の減免・軽減制度

ア 保険料の支払猶予・減免

被保険者本人又はその世帯の生計中心者が、災害、疾病、失業、不作などにより一時的に保険料の支払いが困難になった場合、申請により保険料の支払猶予又は減免を受けられることがあります。

イ 保険料の軽減

収入の少ない人を対象にした軽減制度を設けています。保険料段階が第1段階で、下記の条件を全て満たす人が対象です。

- I 生活保護又は中国残留邦人などの支援給付を受給していない。
- II 本人と家族に市民税が課されていない。
- III 市民税が課されている人に扶養されていない。
- IV 市民税が課されている人と生計をともにしていない。
- V 本人と家族の前年1年間の収入額及び今年1年間の収入見込額がともに65万円（世帯員が3人以上の場合は、3人目から1人につき17.5万円を加算する。）以下である。
- VI 資産などを活用しても、生活が困窮している状態（預貯金は、1人当たり350万円以下であること。）と認められる。

軽減の対象となった人の保険料は、年額10,431円（第1段階の1／2）となります。

●保険料を滞納すると

ア 1年以上滞納した場合

サービスを利用したときに、いったん全額を支払います。その後、申請により保険給付相当分（7割、8割又は9割）が払い戻されます。

イ 1年6カ月以上滞納した場合

滞納している保険料の金額相当分が保険給付される金額から差し引かれることになります。

ウ 2年以上滞納した場合

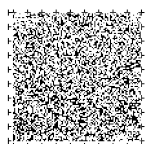
徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費の支給等も受けられなくなります。

3 サービスの利用

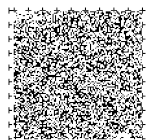
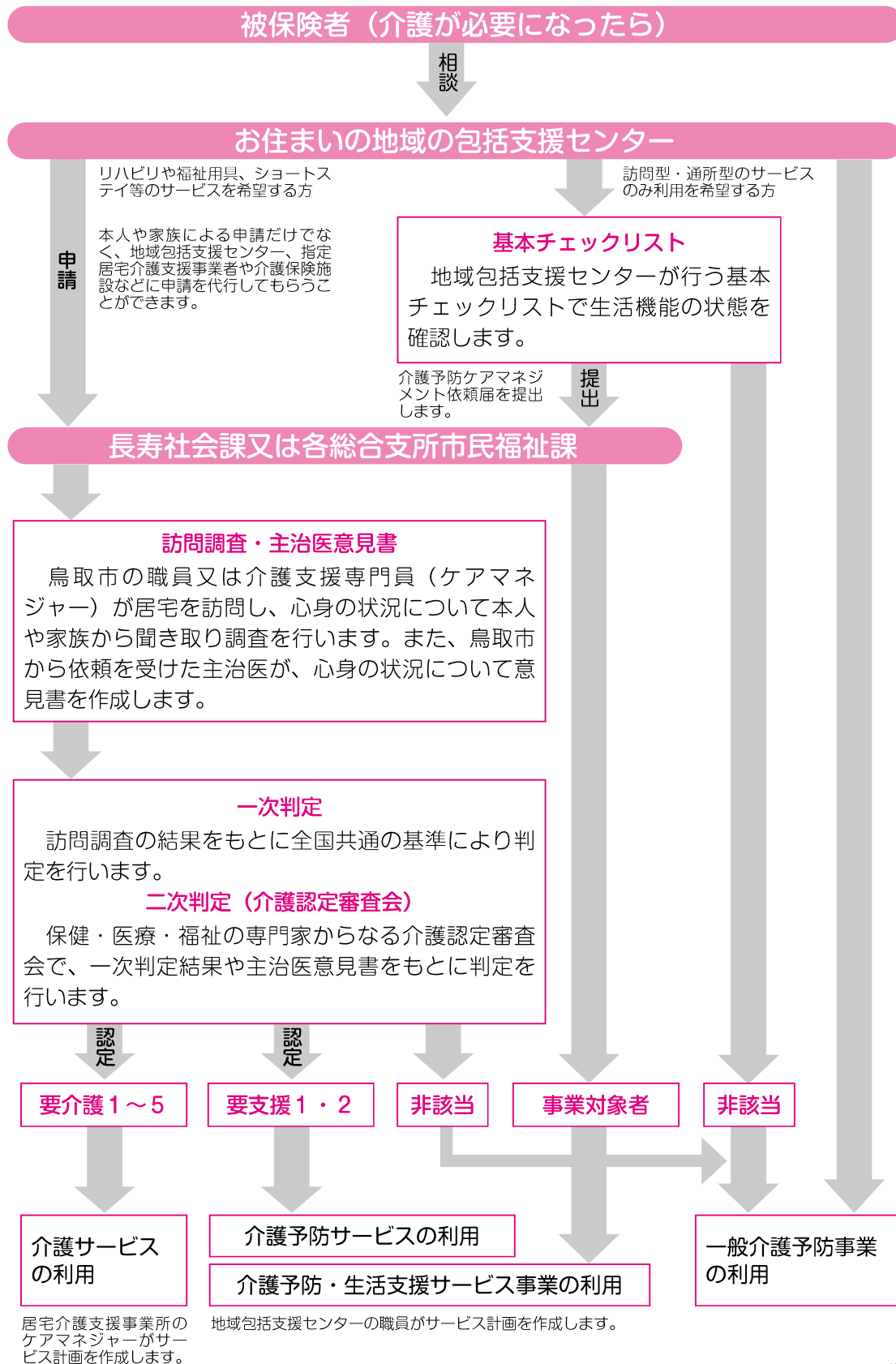
介護が必要になった場合は、まずお住まいの地域の包括支援センターに相談してください。相談の結果、介護保険サービスの利用を希望する場合は、長寿社会課又は各総合支所市民福祉課で要介護・要支援認定の申請をします。

申請に対する認定は、原則として申請日から30日以内に行われます。ただし、特別の理由がある場合は、30日以内に被保険者に見込期間と理由を通知したうえで、延期されることがあります。なお、認定は、申請の日までさかのぼって有効となります。

また、介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターが行う基本チェックリストで生活機能の状態を確認します。基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方は、介護予防ケアマネジメント依頼届を提出することで、要介護・要支援認定の手続きを経ることなく介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用することができます。



●サービスの利用手順



認定有効期間・更新について

認定有効期間は、原則として申請した月及びその後6カ月間（申請が月の初日の場合は、その月を含めて6カ月間）です。新規申請・変更申請の場合は1年、更新申請の場合は4年まで有効期間が延長されることがあります。引き続き介護が必要な方は、有効期限が終了する60日前から更新申請することができます。

なお、事業対象者の有効期限は、認定有効期間と同じ6カ月間です。再び基本チェックリストにより基準に該当することが確認できれば（再度の基本チェックリストは、有効期間が終了する30日前から実施可能）、6カ月間延長することができます。

●利用できるサービスの限度額

サービスが利用できる上限額（支給限度額）は、認定された要介護度によって決まります。

介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センター職員と相談しながら利用してください。

【居宅サービス等】

認定区分	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額 (1カ月あたり)	50,320円	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

※短期入所サービスの利用は、要介護認定などの有効期間内において、原則としてその半分の日数を超えて利用することはできません。また、連続利用は、最大30日までです。

【施設サービス】

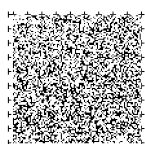
利用料は、要介護度や入所されている施設の種類などによって異なります。

●利用できるサービス

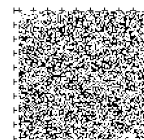
【居宅サービス】

色なしは、要介護1～5の人、 は、要支援1・2の人が利用できるサービスです。なお、事業対象者は、訪問型サービス、通所型サービスのみ利用できます。

	サービスの種類	内 容
1	訪 問 介 護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴や排泄、食事などの身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。
	訪 問 型 サ ー ビ ス	
2	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	夜間に定期的に巡回する訪問介護と、利用者から連絡を受けて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。
3	訪 問 入 浴 介 護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護をします。
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	
4	訪 問 看 護	医師の指示のもとに、看護師などが家庭を訪問して療養上のお世話などを行います。
	介 護 予 防 訪 問 看 護	
5	訪問リハビリテーション	医師の指示のもとに、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	



	サービスの種類	内 容
6	居 宅 療 養 管 理 指 導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導をします。
7	福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具の貸し出しを行います。 <対象となる福祉用具> 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動リフト、手すり、歩行器、歩行補助杖、スロープ（取付け工事のいないもの） ※下線の用具は、原則、要介護2～5の人が対象。
8	通 所 介 護 通 所 型 サ ー ビ ス	デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事、機能訓練その他日常生活に必要な介護をします。
9	地 域 密 着 型 通 所 介 護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。
10	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	医師の指示のもとに、施設などで、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。 介護予防通所リハビリテーションでは、運動器の機能向上や栄養改善などを目的とした介護予防のサービスも選択し利用できます。
11	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事その他日常生活に必要な介護をします。
12	短 期 入 所 生 活 介 護 介護予防短期入所生活介護	短期間、特別養護老人ホームなどの施設に入所していただき、介護をします。
13	短 期 入 所 療 養 介 護 介護予防短期入所療養介護	短期間、介護老人保健施設などの施設に入所していただき、医学的管理のもとでの介護をします。
14	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	事業所で入浴や食事その他の日常生活に必要な介護を行う「通い」のサービスのほか、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスです。
15	特 定 福 祉 用 具 購 入 特定介護予防福祉用具購入	排泄や入浴など貸与になじまない5種類の福祉用具（腰掛便座など）及びスロープ、歩行器、歩行補助杖の購入費の一部を支給します。支給対象限度額は、1年間に10万円です。
16	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて、ホームヘルパーなどが要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話をしたり、看護師などが療養上の世話又は必要な診療の補助などの看護を行います。
17	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護など複数のサービスを組み合わせて、効果的なサービスを提供します。
18	住 宅 改 修 介護予防住宅改修	自宅で生活するために必要な手すりの取付け、段差の解消など小規模な住宅改修費の一部を支給します。（新築や増築は対象になりません）工事前に申請が必要です。事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。支給対象限度額は、20万円です。



【施設・居住系サービス】

	サービスの種類	内 容	利用できる人
19	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の人に対し、介護を行う施設です。	要介護3～5
20	地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。常に介護が必要で、家庭での介護が困難な寝たきりや認知症の人に対し、介護を行う施設です。	要介護3～5
21	介護老人保健施設	比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする人に対し、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーションなどを行い、在宅復帰をめざすための施設です。	要介護1～5
22	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	要介護1～5
23	特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入居している人に、その施設が行う介護などのサービスも介護保険サービスとなります。	要介護1～5
	介護予防特定施設入居者生活介護		要支援1～2
24	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の小規模の要介護者専用の特定施設において介護などを行うサービスです。	要介護1～5
25	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が、少人数で共同生活を営めるよう介護などのお世話をします。	要介護1～5
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		要支援2

4 サービスを利用したときの自己負担

介護保険負担割合証

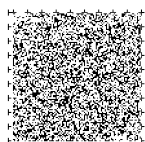
サービスを利用したときは、かかった費用の1割をサービスの提供を受けた事業者に支払います。ただし、下記の所得のある人は、2割又は3割負担になります。なお、サービスの種類によっては、居住費や食費などが実費負担となります。

ア 3割負担になる人

65歳以上の方で合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

イ 2割負担になる人

65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人



低所得の人などへの負担軽減制度

次の①と②の軽減制度を受けるときは、申請をして、市が発行する「認定証」などの交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示する必要があります。

申請先 ● 長寿社会課又は各総合支所市民福祉課

● 居住費・食費の利用者負担軽減……①

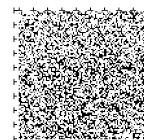
(本人・配偶者・その他世帯全員が非課税、預貯金要件あり)

介護保険負担限度額認定証

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所、短期入所生活介護、短期入所療養介護の居住費（滞在費）・食費について、次のとおり負担限度額が決められます。

段階	対象	負担限度額（1日あたり）	
		居住費・滞在費	食費
第1段階	生活保護を受けている人	ユニット型個室	880円
		ユニット型個室的多床室	550円
		従来型個室	特養等 380円 老健・医療院等 550円
		多床室	0円
第2段階	本人・配偶者・世帯全員が市民税非課税	ユニット型個室	880円
		ユニット型個室的多床室	550円
		従来型個室	特養等 480円 老健・医療院等 550円
		多床室	430円
第3段階①	本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円※超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	ユニット型個室	1,370円
		ユニット型個室的多床室	1,370円
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円
		多床室	430円
第3段階②	本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	ユニット型個室	1,370円
		ユニット型個室的多床室	1,370円
		従来型個室	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円
		多床室	430円

- ・ 配偶者が別世帯にいる場合も、その配偶者を含めます。
- ・ 第2号被保険者は、段階に関わらず預貯金等の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下です。
- ※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。



申請に必要なもの

本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、本人の印鑑（委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。）、本人及び配偶者の通帳等の写し

【居住環境の種類】

ユニット型個室	食事や談話ができる共同生活スペースを併せ持ち、一定の基準を満たした完全な個室
ユニット型 個室的多床室	食事や談話ができる共同生活スペースを併せ持つが、一定の基準を満たしていない個室
従来型個室	食事や談話ができる共同生活スペースがない個室
多床室	上記のいずれにも該当しない、定員2人以上の部屋

●社会福祉法人等による利用者負担軽減……②

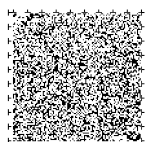
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

市民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる人については、介護サービス費（1割負担分）、居住費（滞在費）及び食費が軽減されます。

ただし、居住費（滞在費）及び食費の軽減が受けられるのは、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の支給を受けている方（①の負担軽減を受けている方）に限ります。

軽減率	利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金を受給している場合は2分の1）
対象となるサービス	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

※生活保護を受けている人については、上記のサービスのうち短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）及び介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）の個室の居住費（滞在費）が100%軽減されます。



申請に必要なもの

本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、本人の印鑑（委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。）、本人及び同一世帯員の通帳の写し

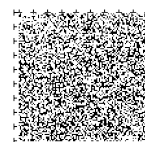
●高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険サービスを利用されたときの自己負担額が下記の所得区分による上限額を超えたときは、差額分が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。ただし、本人の実費負担となる食費・居住費・日常生活費や福祉用具購入費・住宅改修費などは除きます。また、同一世帯内に2人以上の要介護者がいる場合は、合算することができます。

対象となる方	世帯上限額 (1カ月当たり)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般（上記以外の住民税課税世帯の方）	44,400円
世帯全員が市民税非課税	24,600円
●前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円※以下の人 ※令和7年8月より、80万9千円に見直しされる予定です。 ●老齢福祉年金を受給している人	15,000円（個人）
●生活保護を受けている人 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

上記に該当し、支給対象となった方には、鳥取市から申請書を郵送します。

高額介護（介護予防）サービス費の申請は、一度行えば、その後は上限額を超えたとき、申請された口座に支給します。



2 高額医療・高額介護合算制度

問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 介護保険係 ☎0857-30-8212
 保険年金課(本庁舎) 国民健康保険係 ☎0857-30-8222
 長寿医療係 ☎0857-30-8225
 各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

1 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度は、両方の自己負担額を世帯で合計して、自己負担限度額を超えた場合に支給される仕組みです。

●算定の対象となる自己負担額

8月1日～翌年7月31日の期間（12カ月）において、介護サービス及び医療の両方に自己負担額がある世帯が対象です。

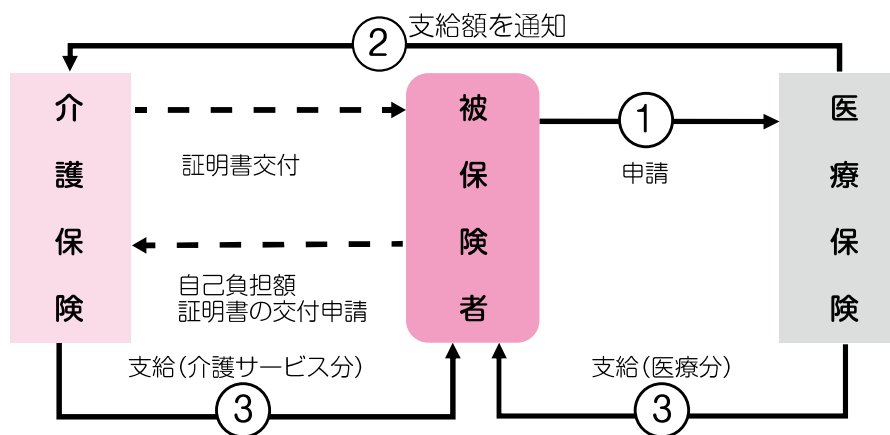
世帯内で「同一の医療保険」に加入している人の自己負担額を合算することができます。同じ世帯でも国民健康保険、職場の健康保険、後期高齢者医療制度では、それぞれ別の世帯として算定されます。

※なお、食費、差額ベッド代、介護施設の居住費など保険が使えない費用は、対象外となります。

●各世帯の自己負担限度額

自己負担限度額は、8月1日～翌年7月31日の期間（12カ月）で算出します。医療保険の所得区分に応じた自己負担限度額の詳細や運用など、詳しいことは、お問い合わせください。

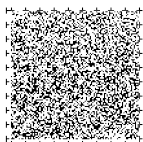
2 申請から支給までの流れ



申請に必要なもの

保険年金課又は各総合支所市民福祉課の窓口以下列のものをお持ちください。

本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）、支給される場合の振込先となる銀行口座がわかるもの、本人の印鑑（委任状にご本人が自署する場合は必要ありません。）



3 地域包括支援センター

住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。

介護予防や健康のこと

- 要支援1・2と認定された人及び基本チェックリストに該当した人の介護予防ケアマネジメント
- おたっしや教室（→P15）への参加支援
- 要介護認定の代行申請
- 地域での介護予防のための啓発活動
- 認知症に関する啓発活動（認知症サポーター養成講座の開催→P16） など

虐待防止や権利擁護のこと

- 高齢者虐待に関する相談や連絡・通報
- 財産管理に自信がなくなったときの相談
- 消費者被害などの相談
- 認知症などにより判断能力が十分でない人に対しての、成年後見制度等の利用支援 など

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、認知症地域支援推進員などがそれぞれの専門性を活かしながら、ひとつの「チーム」を組んで高齢者や家族の支援を行います。

さまざまな相談ごと（総合相談）

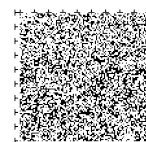
- 近所のひとり暮らしの高齢者が心配
- 退院後の生活が心配
- 福祉や保健に関する相談
- 認知症など医療に関する相談 など

暮らしやすい地域のために

- 地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援
- 医療機関、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの関係機関等の連携支援 など

1 利用方法 各担当センターへ

名 称	所 在 地	担当区域 (中学校区)	電話番号
鳥 取 市 中 央 包括支援センター	幸町71番地 (市役所本庁舎1階)	市全域	(0857) 20-3457
鳥 取 北 地 域 包括支援センター	秋里1181番地 (デイサービスセンター鳥取北内)	北、中ノ郷	(0857) 20-2205
鳥 取 西 地 域 包括支援センター	西品治280番地1 (鳥取西デイサービスセンター内)	西	(0857) 50-0717



名 称	所 在 地	担当区域 (中学校区)	電話番号
鳥 取 南 地 域 包括支援センター	的場二丁目1番地 (鳥取市南デイサービスセンター内)	南	(0857) 54-1023
鳥取桜ヶ丘地域 包括支援センター	津ノ井256番地2 (鳥取市桜ヶ丘デイサービスセンター内)	桜ヶ丘	(0857) 51-1250
鳥 取 東 地 域 包括支援センター	滝山374番地1 (鳥取市東デイサービスセンター内)	東	(0857) 30-5711
鳥 取 湖 東 地 域 包括支援センター	湖山町西一丁目512番地 (学習・交流センター2階)	湖東	(0857) 30-0080
鳥 取 高 草 地 域 包括支援センター	服部204番地1 (特別養護老人ホームはまゆう内)	江山学園、高草、 湖南学園	(0857) 51-8112
鳥取市南部地域 包括支援センター	用瀬町別府96番地2 (用瀬保健センター内)	河原、千代南	(0858) 76-2351
鳥取市西部地域 包括支援センター	気高町浜村8番地8 (気高町老人福祉センター内)	気高、鹿野学園、 青谷	(0857) 30-7780
鳥取市東部地域 包括支援センター	鳥取市国府町糸谷15番地1 (谷地区公民館内)	国府、福部未来学園	(0857) 50-0280

4 高齢者のための福祉サービス

1 高齢者の安全、安心な在宅生活のために

問 い
合 わ せ

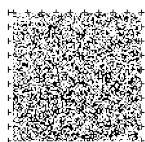
長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
介護保険係 ☎0857-30-8212
鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●安心ホットラインサービス

急病や災害などの緊急事態に、簡単な操作による通報で、協力員などの助けが受けられるように連絡調整します。

対 象 者 ● おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯など

利 用 料 ● 300円、800円／月（所得に応じ異なります。生活保護世帯は、無料）



●ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス

安心ホットラインサービスを受ける必要があるが、経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な人に、必要な機器などを無償貸与するとともに費用の一部を助成します。

対象者 ●安心ホットラインサービスの利用が必要で、低所得のため、現に電話を開設できていない市民税非課税世帯の人（従来からの適用者は、この限りではありません。）

自己負担 ●毎月の電話通話料（設置費、基本料金等については、市が負担します）

●ふれあい型食事サービス

各地域のボランティアの協力により、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体に障がいがある人などを対象とした食事サービスを通し、安否確認を行います。

問い合わせ・申し込み ●市社会福祉協議会（地域福祉課）☎0857-24-3180
●各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）又は民生委員・児童委員

●軽度家事援助サービス

本人等の意欲減退などによるものではなく、本人や家族の急な病気などにより一時的に生活機能が低下した人に、援助員を派遣し、軽度な家事援助を行います。

対象者 ●おおむね65歳以上の市民税非課税世帯ひとり暮らしの高齢者などで、本人や介護者の骨折、病気などで一時的に生活機能が低下し、炊事、洗濯、掃除、ゴミ出しなどの軽度な家事の援助が必要な人。ただし、介護保険サービスで対応出来るものは、介護保険サービスの利用を優先します。

利用時間 ●11時間／月まで

利用料 ●80円／30分（生活保護世帯は、無料）

●生活管理指導短期宿泊サービス

要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者が、養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導を受けられます。

対象者 ●基本的な生活習慣が十分でないことにより生活機能が低下し、要介護・要支援状態になるおそれのある、おおむね65歳以上の高齢者（要介護、要支援認定者を除く。）

利用期間 ●21日／年まで

利用料 ●（基本料）708円／日

●（食事料）朝食：445円／食、昼・夕食：500円／食

問い合わせ ●鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457

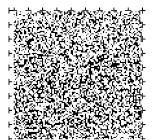
●高齢者日常生活用具購入費の助成

認知症などにより火の管理に不安のある高齢者などが、火事の予防につながる用具を購入する費用の一部を助成します。

対象者 ●おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、認知症などにより火の管理に不安のある市民税非課税の世帯

助成対象用具 ●電磁調理器、自動消火器のうち1品目で、数量の制限があります。

助成額 ●電磁調理器上限3万円、自動消火器上限2万円のうち、10分の9に相当する額



●高齢者の一時保護

虐待により生命の危機に直面している高齢者を、施設で一時的に保護します。

対 象 者 ●虐待により生命の危機に直面していて、頼るべき親族などがいない高齢者など

利 用 料 ●食費等別途利用料がかかります。

●おたっしや教室

65歳以上の高齢者を対象に、運動指導や栄養指導、口腔ケア指導、認知症予防を目的とした教室を開催します。

対 象 者 ●65歳以上の高齢者（医師から運動制限を受けている人、介護保険の通所系サービス、リハビリテーションを利用している人を除く。）

教室の内容 ●3か月間（1回あたり2時間程度、全12回）で運動や栄養、歯と口の健康を目的とした講話と実技を内容とした通所型集団運動教室
●必要な人には送迎を行います。

利 用 料 ●1回 500円

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●あんしん介護相談員の派遣

介護保険サービスが提供されている施設や事業所へ相談員を派遣し、利用者のサービスに対する疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者におけるサービスの質的な向上を図ります。

●高齢者等公共交通利用支援事業

高齢者の外出支援のため、日ノ丸自動車株式会社及び日本交通株式会社が販売する高齢者向けバス定期券を割引で購入できます。

対 象 者 ●65歳以上の高齢者または運転免許証返納者

購入申し込み ●鳥取駅前バスターミナル ☎0857-27-1022

●寝具丸洗い乾燥サービス

病気を防ぎ、心身ともに健康な生活を送ってもらうために、寝具の丸洗いなどを行います。

対 象 者 ●65歳以上で要介護1～3の在宅の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人（年2回）

●65歳以上で要介護4又は5の在宅の人（年4回）

利用回数等 ●1回につき、掛け布団、敷き布団、毛布を組み合わせ計3枚まで（組み合わせにより3枚とならない場合もあります。）

利 用 料 ●羽毛掛け布団300円／枚、掛・敷布団200円／枚、毛布100円／枚

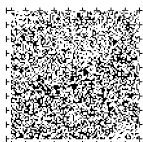
●高齢者のための居住環境整備費に対する助成

介護の必要な高齢者の日常生活の利便や安全を図るための改修工事費用の一部を助成します（新築・増築及び高齢者の生活動線上以外の工事は、対象外）。

対 象 者 ●介護保険要介護・要支援認定を受けた人で、本人及び同一住所を有する家族全員が市民税非課税

助 成 額 ●対象工事費のうち20万円までは3分の2、20万円超から80万円までは2分の1（上限43万3千円）

そ の 他 ●この助成のほかに、介護保険で住宅改修費の給付制度があります。
●工事着工前に申請が必要です。



●住宅改修指導サービス

高齢者のための居住環境整備費に対する助成を受ける人の住宅改修の疑問や不安を解消するため、建築士を派遣し、専門的な視点から改修内容についての助言を行います。

●法定後見の市長申立

成年後見制度の利用が必要な人で、本人及び親族による申立ができない場合は、市長による法定後見の開始申立ができます。

対象者 ●判断能力が十分でない高齢者等で、申立を行う人がいない人

自己負担 ●申立費用や選任された後見人などへの報酬（資力に応じ、費用の一部又は全部が助成されます。）

●成年後見制度利用支援

市長申立以外でも、申立費用や選任された成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に、申立費用や報酬の一部又は全部を助成します。

対象者 ●生活保護を受けている等により、申立費用や選任された成年後見人等への報酬の支払いが困難と認められる人

●おれんじドア

認知症の本人によるピアサポートです。認知症の本人同士の出会いを大切にし、本人にとって良い情報を伝えあい、認知症とともに新たな暮らしをスタートできる入り口となる場所です。個別相談とグループ相談があります。

とき ●毎月第4木曜日

ところ ●渡辺病院南館1階（鳥取市東町三丁目307番地）または鳥取市役所
（とき・ところが変更になる場合があります。詳しくは、とっとり市報をご確認ください。）

●認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識だけではなく認知症の人に関する正しい理解を持ち、認知症の本人やその家族などとともに活動する人が増えるよう、学校・企業・自治会などに講師を派遣し、出前講座を開催します。

対象者 ●学校、企業、自治会などおおむね3名以上のグループ

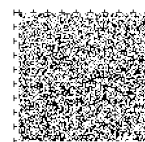
開催場所 ●会場の確保をお願いします。

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、お茶等を楽しみながら気軽に立ち寄れる集いの場です。介護の相談だけではなく、認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう情報交換をします。

問い合わせ ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）



●外国人高齢者福祉手当

国民年金が支給されないなど、低所得の外国人高齢者に対して、福祉手当を支給します。

- 対 象 者** ● 大正15年4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に国内に外国人登録をし、同日後に外国人住民として住民基本台帳に記録され、本市に居住する人で次の条件をすべて満たす人
- ア 生活保護を受けていない人
 - イ 第一種社会福祉事業の施設に入所していない人
 - ウ 公的年金などの受給年額が30万円以下の人又は受給していない人
- 支 給 額** ● 2万5千円／月（公的年金などの受給者は、年金月額を差し引いた額）
- そ の 他** ● 本人、配偶者、扶養義務者の所得額などにより支給されない場合があります。

●愛の訪問協力員

ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問したり、安否確認などを行います。

- 対 象 者** ● おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者（希望者のみ）
- 問い合わせ・申し込み** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課） ☎0857-24-3180
- 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）
 - 民生委員・児童委員

●となり組福祉員

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域の福祉に関する問題などをいち早くつかみ、地域での解決に結びつけたり、公的サービスにつなぐ活動を行っています。

- 問い合わせ・申し込み** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課） ☎0857-24-3180
- 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）

2 地域での自立した生活が不安な高齢者のために

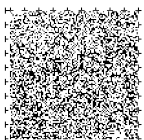
問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●養護老人ホーム

環境上及び経済的理由から居宅で養護を受けることが困難な、おおむね65歳以上の高齢者に入所措置を行います。

- 対 象 者** ● 環境上及び経済的理由から入所措置が必要と入所判定委員会が認めた高齢者
- 入所措置施設** ● 鳥取市養護老人ホーム「なごみ苑」
- ※必要に応じて、他の養護老人ホームへの入所も行います
- 利 用 料** ● （本人負担） 無料～14万円／月まで（収入に応じて異なります。）
- （扶養義務者負担） 扶養義務者（配偶者・子の中で1人）も、所得税額に応じた負担が、毎月必要です。



●生活支援ハウス

自立した生活を送ることはできるものの、高齢などのため独立して生活することに不安のある人に、相談機能や緊急時の対応機能がある住居を提供します。

- 対象者** ● 収入が250万円以下で、自立した生活を送ることができるが、高齢などのため独立した生活に不安のある、次の条件のいずれかを満たす人（必要に応じて、収入が250万円を超える場合であっても、一時的な入居ができます。）
- ㊦ 60歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ㊦ 60歳以上で夫婦のみの世帯
 - ㊦ 家族による援助を受けることが困難な高齢者
- 利用可能施設** ● いなば幸朋苑、ふれあいハウスたかくさ、青谷町高齢者生活福祉センター「やすらぎ」
- 利用料** ● 無料～5万円／月（収入に応じて異なります。）。ただし、食費や共益費が別途必要です。

●高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービス

バリアフリーに配慮し、緊急時の通報機能などを備えた高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の入居者に、生活援助員を派遣し、生活指導、相談などを行います。

- 対象者** ● 高齢者世話付住宅に居住する人
- 対象施設** ● 市営住宅（賀露、湖山、大森、材木、湯所）
- 利用料** ● 無料～4,900円／月（所得に応じて異なります。）

3 在宅で高齢者を介護する家族のために

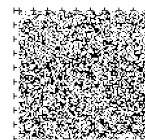
問
い
合
わ
せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●ファミリー・サポート・センター（生活援助型）

高齢者世帯や介護の必要な高齢者と生活している人が、地域の中で安心して暮らしていただけるよう、手助けが必要な人と手助けができる人に会員登録をしていただき、簡単な家事等の援助が受けられるよう、お手伝いをします。

- 対象者** ● 依頼会員として事前に登録した人（65歳以上の高齢者）
● 協力会員として事前に登録した人（依頼会員のお宅へ訪問し、援助できる人）
- 援助内容** ● 掃除、食事の準備・後片付け、病院への付添いなど、軽度で専門性を要しないもの（身体介護を伴う援助、送迎は行いません。）
- 利用料** ● 平日 午前7時～午後8時：600円／時間
● 平日 午後8時～午前7時、土日・祝日、12／29～1／3：800円／時間
- 問い合わせ** ● 鳥取ファミリー・サポート・センター（さざんか会館1階）
☎0857-22-7474
● 各総合福祉センター（93ページをご覧ください。）



●認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

認知症の在宅高齢者を介護する家族の心身の負担を軽減するため、支援員を派遣し、介護者の代わりに見守りを行い、話し相手となります。

対 象 者 ● 認知症の在宅高齢者を介護している家族。ただし、対象となる高齢者が身体介護を常時必要とする場合は、利用できません。

利 用 時 間 ● 20時間／月まで

利 用 料 ● 100円／30分（生活保護世帯は、無料）

●家族介護用品購入費の助成

高齢者を在宅で介護する家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品の購入に使えるクーポン券を交付します。

対 象 者 ● 要介護4又は5の市民税非課税の高齢者と同居し、在宅で介護する市民税非課税世帯の家族

助 成 額 ● 年間7万5千円（年度を3期に分け、1期につき2万5千円の交付）

●認知症高齢者等位置検索システム利用支援サービス

認知症等によりひとりでの外出が不安な高齢者が、安心して外出するための位置検索サービスを利用する際の初期費用の一部を助成します。

対 象 者 ● 市内在住で認知症等によりひとりでの外出が不安な高齢者及びその家族

助 成 額 ● 上限1万円

●認知症高齢者等安心見守り登録事業

認知症によりひとりでの外出することに不安のある人やトラブルに巻き込まれる心配のある人を、登録していただき、認知症になっても安心して外出できるような仕組みを作りながら、万が一の場合に備えるための事業です。

登 録 方 法 ● 本人の顔写真と全身写真の2枚をお持ちになり、本人、家族、親族又は支援者が申請してください。

登録の流れ ● 登録情報は、市と警察署で保管し、行方不明になった場合に迅速に情報を活用します。

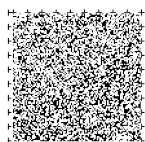
問い合わせ ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

●家族介護者への慰労金支給

介護保険サービスを利用しないで、高齢者を在宅で介護する家族に慰労金を支給します。

対 象 者 ● 過去1年間（3カ月以上入院している場合は、その期間を除く。）、介護保険サービスを利用していない（年7日間の短期入所サービスを除く）要介護4又は5で市民税非課税の高齢者と同居し、在宅で介護する市民税非課税世帯の家族

支 給 額 ● 10万円



●認知症家族の集い

認知症の人の家族のピアサポートの場です。認知症の本人も家族も希望を持って暮らせるよう、情報交換をしながら交流をします。

と き ● 毎月第3金曜日 午前10時～

と ころ ● 鳥取市役所
(とき・ところが変更になる場合があります。詳しくは、とっとり市報をご確認ください。)

●高齢者住宅整備資金の貸付

高齢者と同居する世帯に対し、高齢者のために住宅を増改築するための資金を貸し付けします。

対 象 者 ● 60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人

対 象 工 事 ● 高齢者の専用居室、浴室、台所、便所、廊下の増改築

貸 付 金 額 ● 50万～250万円

貸付利率等 ● 元利均等半年賦償還、年利3.5%以内（貸付時の財政融資資金の利率に応じて決定します。）

償 還 期 間 ● 10年以内（貸付額に応じて変わります。）

そ の 他 ● 連帯保証人が2人必要です。
● 工事着工前に申請が必要です。

4 高齢者の生きがいのために

問 い
合 わ せ

長寿社会課(本庁舎) 管理係 ☎0857-30-8211
鳥取市中央包括支援センター ☎0857-20-3457
各総合支所市民福祉課（裏表紙をご覧ください。）
市社会福祉協議会 ☎0857-24-3180
各総合福祉センター(93ページをご覧ください。)

●介護支援ボランティア

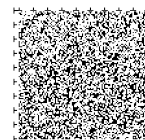
介護保険施設などでのボランティア活動を通じての、生きがいづくり・健康づくりを支援します。活動時間に応じて得られるポイントは、年間10,000円を限度に活動評価ポイント交付金として受け取ることができます。

対象となる人 ● 鳥取市在住で65歳以上の人

ボランティア活動の内容 ● 話し相手、レクリエーションの参加支援、施設の催事の手伝い、お茶出しや食事の配膳・下膳、清掃・草刈りの補助など

活動交付金 ● 評価ポイント1ポイント（活動1時間につき／1日2ポイントまで）あたり100円で上限10,000円／年

問い合わせ・登録先 ● 鳥取市ボランティア・市民活動センター
(鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館1階)
☎0857-29-2228



●老人クラブの活動への支援

老人クラブは、ボランティア活動、友愛活動、趣味の活動、健康増進事業などを通して、高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的に、地域で自主的に組織された団体です。

鳥取市では、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上のため、これらの老人クラブの活動に対し、支援・助成を行っています。

- 組織できる人** ● おおむね60歳以上の人
- 組織する人数** ● おおむね30人以上
- 問い合わせ** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）

●老人福祉センター

日常生活上の各種相談、教養の向上、健康増進などの便宜を総合的に提供する施設です。

施設名	所在地	申し込み先
高齢者福祉センター	富安二丁目104番地1	0857-29-5252
国府町老人福祉センターあかね荘	国府町麻生4番地2	0857-22-1880
河原町老人福祉センター	河原町渡一木277番地1	0858-76-3125
佐治町老人福祉センター	佐治町加瀬木2171番地2	0858-89-1022
気高町老人福祉センター	気高町浜村8番地8	0857-82-2727
鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘	鹿野町今市651番地1	0857-84-3113
青谷町老人福祉センター	青谷町露谷53番地5	0857-85-0220

●老人の明るいまち推進事業

高齢者の仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを図るため、様々な活動を行っています。

- 利用できる人** ● おおむね60歳以上の人
- 事業の内容** ● 「健康講座」、「高齢者作品展」、「各種趣味の教室」、「囲碁・将棋大会」及び「各種スポーツ大会」の開催、「社会奉仕活動」の促進、「世代間交流事業」の支援
- 問い合わせ** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）

●敬老祝賀事業

高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、各地区での敬老会の開催費用などの一部を助成するとともに、長寿者に記念品などをお贈りします。

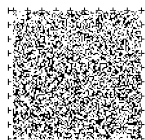
●金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀事業

結婚50周年（金婚）・結婚60周年（ダイヤモンド婚）を迎えるご夫婦をお祝いします。

●ふれあい・いきいきサロン

各地域の高齢者とボランティアが一緒になって自主的に企画運営し、仲間の輪を広げ、いきいきと元気に暮らすことができるような集いの場づくりを各地域で行っています。

- 問い合わせ・申し込み** ● 市社会福祉協議会（地域福祉課）
- 各総合福祉センター
- 民生委員・児童委員



●ふれあいデイサービス

各地域内に居住する閉じこもりがちな高齢者を対象に地区公民館などで、地域のボランティアと協力しながら、レクリエーション、健康チェックなどを実施しています。

- 問い合わせ・申し込み**
- 市社会福祉協議会（地域支え合い支援課）
 - 各総合福祉センター
 - 民生委員・児童委員

●高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業

60歳以上の高齢者の団体（10人以上）が研修などを受ける際に貸切バス又は借上バスなどを利用した場合、基本運賃の一部を市が助成します。また、研修などを受ける際の移動手段としては、高齢者介護予防バスも運行しています。利用条件・利用範囲などについては、申し込みの際にご確認ください。

- 問い合わせ・申し込み**
- 市社会福祉協議会（地域福祉課）
 - 各総合福祉センター

●市立施設の利用料金の減額

高齢者や、介護保険で要介護認定の方、心身に障がいのある方が、市内の体育・文化・観光施設を使用する場合は、利用料金を減額しています。

- 対象者**
- ㊦ 70歳以上の人（一部の施設は、対象年齢が異なる場合があります。）
 - ㊦ 介護保険法の規定による要支援者、要介護者
 - ㊦ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者
- ※会議室、研修室などの使用料や設備、器具使用料は、対象となりません。

●(公社)鳥取市シルバー人材センター

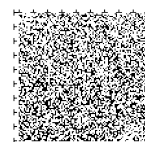
高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実を目的として、高齢者の多彩な技能・経験を活かす仕事を提供しています。また、技能講習会・シルバー派遣事業なども実施しています。

- 会員登録** ●60歳以上の人
- 作業種類** ●育児の支援、家事援助、通院付添、自動車の運転、事務補助、調理補助、施設管理、商品陳列、施設清掃、しゃんしゃん傘の修理、襖・障子の張替、筆耕、植木剪定、除草・草刈など
- 相談窓口** ●センター事務局（富安二丁目 高齢者福祉センター内） ☎0857-22-0050
- 入会説明会** ●毎月第2・4火曜日 午後2時から予約不要（センター内研修室）

●高齢者生きがい促進総合事業（麒麟のまちアカデミー 鳥取市尚徳大学）

高齢者がいきいきと社会活動を行うための学習の場です。年度末に次年度の受講生を募集しています。社会、健康、郷土、園芸、いきいき体操、書道、彫刻、絵画の8講座を開講しており、複数の講座を受講することもできます。

- 対象者** ●おおむね60歳以上の人
- 問い合わせ** ●鳥取市文化センター ☎0857-27-5181



5 高齢者の健康づくり

1 健康チェックをしたいときは

健康診査

今の健康を維持増進するために年1回は、健康診査を受けましょう（61ページをご覧ください）。

2 健康に関する学習をしたいときは

地区公民館や集会所などで

健康づくりについての学習会などを実施します（内容については、相談に応じます）。

- 問い合わせ**
- 健康づくり推進課（駅南庁舎）地域保健第二係 ☎0857-30-8585
 - 鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
 - 各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

3 通院が困難で歯の心配がある人は

通院が困難な高齢者などを対象に、施設において歯科医師による歯科検診及び歯科保健指導を実施しています。

- 料 金** ● 無料。ただし、歯科治療は、医療保険で対応。
- 対 象 者** ● おおむね65歳以上の、通院が困難な施設利用者（各施設単位により実施）
- 問い合わせ** ● 健康づくり推進課（駅南庁舎）地域保健第一係 ☎0857-30-8581

4 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌感染症の防接種を受けたいときは

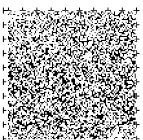
ご希望の人に以下の予防接種費用の助成を行っています。

● インフルエンザの予防接種

- 対 象 者** ● 満65歳以上の人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。
- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

● 新型コロナウイルス感染症の予防接種

- 対 象 者** ● 満65歳以上の人
- 期 間** ● 市報などでお知らせします。
- 問い合わせ** ● 保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640



●高齢者肺炎球菌感染症の予防接種

- 対象者** ●満65歳の人
※過去に、肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種した人を除く。
- 期間** ●65歳の誕生日から66歳の誕生日前日まで
- 問い合わせ** ●保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

●健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市が給付をします。

- 問い合わせ** ●保健医療課（駅南庁舎）予防接種推進係 ☎0857-30-8640

5 健康に関する相談をしたいときは

健康づくり推進課

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士が健康に関する相談をお受けしています。お気軽においでください。また、お電話でのご相談もお受けします。

- 日時** ●月曜日～金曜日（祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
- 問い合わせ** ●健康づくり推進課（駅南庁舎） 地域保健第二係 ☎0857-30-8585
食育推進係 ☎0857-30-8582

鳥取東保健センター・各総合支所

健康に関するご相談をお受けしています。相談日など詳細は、お問い合わせください。

- 問い合わせ** ●鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
●各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

6 認知症に関する相談をしたいときは

ア 地域包括支援センター

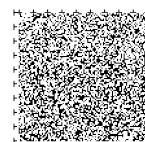
認知症のことや介護の悩みなどの相談をお受けします。

- 問い合わせ** ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

イ 認知症地域支援推進員

各地域包括支援センター等に、各圏域を担当する認知症地域支援推進員がいます。認知症地域支援推進員は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人の希望を聞き、自分らしい暮らしの実現に向け一緒に考え、取り組みます。

- 問い合わせ** ●各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）



ウ 認知症初期集中支援チーム

各地域包括支援センターに、「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症の心配のある方の受診について今後の生活について、医師や保健師、社会福祉士などの専門チームを作って、ご本人と家族が認知症とともにより良く暮らしていける第一歩となる方法を一緒に考えます。

問い合わせ ● 各地域包括支援センター（12ページをご覧ください。）

7 家庭訪問をしてほしいときは

保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士がご家庭を訪問して、健康の保持・増進を図るため、栄養、運動、休養などの相談に応じます。

問い合わせ ● 健康づくり推進課（駅南庁舎）地域保健第一係 ☎0857-30-8581
食育推進係 ☎0857-30-8582
● 鳥取東保健センター ☎0857-30-8659
● 各総合支所市民福祉課（国府町総合支所を除く。）

8 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成

75歳以上の人又は65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、所得税及び市民税が非課税で、かつ、後期高齢者医療被保険者については後期高齢者医療保険料を納付済みの方に対して、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部（1回につき1,000円を上限、1年につき12回以内）を助成する制度です。

助成期間 ● 毎年6月1日～翌年5月31日（申請月により年間の利用回数が少なくなります。）

申請 ● 毎年6月1日以降、本人確認書類（顔写真のあるもの1点、または顔写真のないもの2点）を持参し、保険年金課（本庁舎1階13番窓口）又は各総合支所市民福祉課まで

問い合わせ ● 保険年金課（本庁舎）長寿医療係 ☎0857-30-8225
● 各総合支所市民福祉課

